



東相制第 14-0003 号
平成 26 年 4 月 4 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成 26 年 2 月 3 日付け東相制第 13-0111 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第13-0111号（平成26年2月3日）の補正内容

旧					新					
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					
月額					月額					
区 分		単 位	料金額	備 考	区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) PHS 基地局 回線機能	基地局回線 により接続 する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの に	1回線ごと に	1,661円	PHS事 業者に適 用します。	(1) PHS 基地局 回線機能	基地局回線 により接続 する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの に	1回線ごと に	1,656円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの に	1回線ごと に	1,661円				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの に	1回線ごと に	1,656円
2-1-1-1の2~2-1の4 (略)					2-1-1-1の2~2-1の4 (略)					
2-2 端末系交換機能					2-2 端末系交換機能					
区 分		単 位	料金額	備 考	区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換 機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線 を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送 路設備との間に設置される伝送装置等 を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換 を行う機能	1通信ごとに	0.59151円	_____	(1) 加入者交換 機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線 を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送 路設備との間に設置される伝送装置等 を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換 を行う機能	1通信ごとに	0.59057円	_____	
		1秒ごとに	0.026738円				1秒ごとに	0.026644円		
(2)~(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2)~(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(7) 加入者交 換機回線対 応部専用機 能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに 月額	22,210円	_____	(7) 加入者交 換機回線対 応部専用機 能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに 月額	22,174円	_____	
(8) 加入者交 換機回線対 応部共用機 能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024657円	_____	(8) 加入者交 換機回線対 応部共用機 能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024617円	_____	
2-2の2 (略)					2-2の2 (略)					

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.15584円	—
		1秒ごとに	0.0081911円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.15584円	—
		1秒ごとに	0.0012781円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,786円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00019919円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0032573円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機と	ア 同一通信建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの（1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額	14,357円	—
				24回線を超える24回線ごとに月額	14,036円	

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.15560円	—
		1秒ごとに	0.0081685円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.15560円	—
		1秒ごとに	0.0012757円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,783円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00019881円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0032476円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機と	ア 同一通信建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの（1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額	14,322円	—
				24回線を超える24回線ごとに月額	14,001円	

の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	123,721 円	—
			672回線相当 月額	123,400 円	
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	370,520 円	
			2,016回線相 当月額	370,199 円	
		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	16,376 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	16,055 円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	141,471 円		
		672回線相当 月額	141,150 円		
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	423,771 円		
		2,016回線相 当月額	423,449 円		
	ウ アイ以 外の場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	17,468 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	17,147 円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	151,069 円	
			672回線相当 月額	150,748 円	
(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)		2,016回線ご とに月額	452,565 円		
		2,016回線相 当月額	452,243 円		

の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	123,412 円	—
			672回線相当 月額	123,090 円	
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	369,593 円	
			2,016回線相 当月額	369,271 円	
		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	16,333 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	16,012 円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	141,090 円		
		672回線相当 月額	140,769 円		
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	422,628 円		
		2,016回線相 当月額	422,307 円		
	ウ アイ以 外の場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	17,421 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	17,100 円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	150,655 円	
			672回線相当 月額	150,334 円	
(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)		2,016回線ご とに月額	451,322 円		
		2,016回線相 当月額	451,001 円		

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24回線ごとに月額	77 円
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672回線ごとに月額	673 円

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24回線ごとに月額	76 円
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672回線ごとに月額	669 円

間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	2,018 円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,019 円	—
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	17,750 円	
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	53,251 円	

間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	2,006 円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,011 円	—
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	17,678 円	
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	53,035 円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考	
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに月額	21,400円	—

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考	
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに月額	21,342円	—

2-5-3~2-6の3 (略)

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網 (特定端末系事業者の装置相互間を含みます。) を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1 信号ごとに	0.019951円	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用型PHS事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—	

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網 (特定端末系事業者の装置相互間を含みます。) を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1 信号ごとに	0.019937円	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用型PHS事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	1 通信ごとに	0.76926円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
	1 秒ごとに	0.047771円	
(2) リルーティング通信機能	1 通信ごとに	0.96216円	中継事業者に適用します。
	1 秒ごとに	0.053647円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	1 通信ごとに	0.015272円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	1 秒ごとに	0.029179円	_____
	1 秒ごとに	0.035849円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	1 通信ごとに	0.76804円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
	1 秒ごとに	0.047590円	
(2) リルーティング通信機能	1 通信ごとに	0.96063円	中継事業者に適用します。
	1 秒ごとに	0.053454円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	1 通信ごとに	0.015223円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	1 秒ごとに	0.029080円	_____
	1 秒ごとに	0.035741円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.038825円	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.030588円	

(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.038699円	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.030481円	

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)~(32) (略)		(略)	(略)	(略)	
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等に要する費用	ア イ以外の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	176,276 円	—
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	260,888 円	—	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)~(32) (略)		(略)	(略)	(略)	
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等に要する費用	ア イ以外の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	176,195 円	—
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	260,769 円	—	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成26年4月1日に遡及して適用します。